

平成二十五年四月四日付け広島県報（定期）第二十六号に登載の広島県告示第三百二十七号（保安林予定森林にする旨の通知）の一部を次のように訂正する。

農林水産局森林保全課長

		-			ページ	
		一八	一五	一三	三	行
その関係書類を	「次のとおり」は、	(三)	(二)	(一) 主伐は、択伐による。	誤	
その図面及び関係書類を	「次の図」及び「次のおり」は、	(四)	(三)	(一) 次の森林については、主伐は択伐による。 字厚間五一五九の六（次の図に示す部分に限る。） (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。	正	